

日本芸能従事者協会勉強会 配布資料

知って活かす！⑨

「アニメの取引適正化指針」

2026年9月29日開催

登壇：公正取引委員会

主催：一般社団法人日本芸能従事者協会

※本資料は、勉強会の配布資料です。転載・SNS等への掲載・再配布を禁じます。



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

アニメの 制作現場における 取引の適正化に関する指針

ポイント解説

令和8年9月

公正取引委員会 取引調査室

本指針策定までの経緯等

閣議決定

- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）**
「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、（中略）
映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」
- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）**
「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、（中略）
（上記実態調査の）結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」



実態調査報告書※の公表（令和7年12月）

※ アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書

調査対象

- ① 製作委員会等と元請制作会社間の取引
- ② 元請制作会社と下請制作会社間の取引
- ③ 制作会社とフリーランス間の取引

左記各取引段階について、独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法（以下「独占禁止法等」という。）の観点などから問題となり得る行為を整理（次頁一覧表参照）。



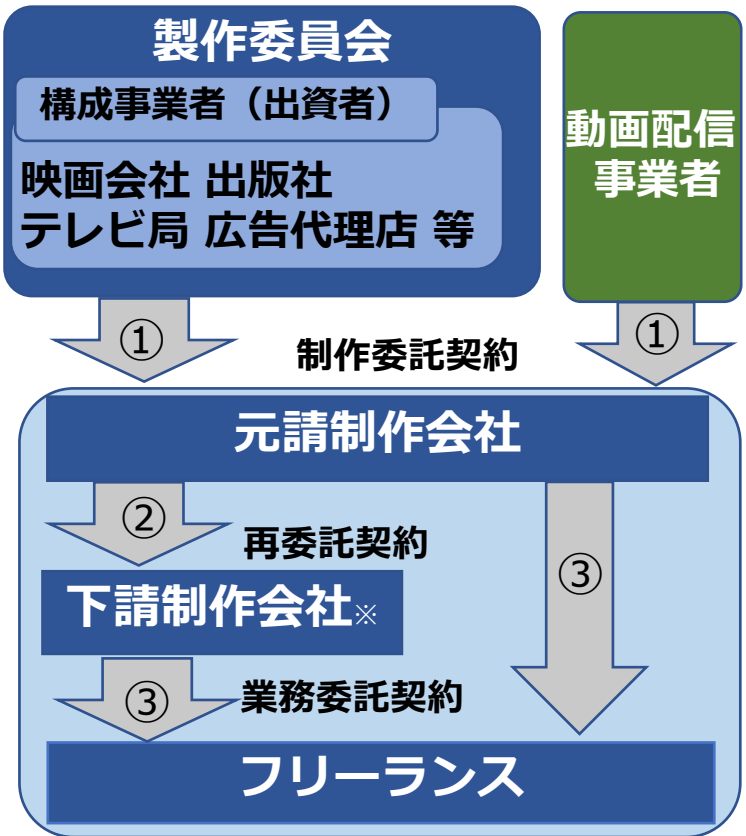
本指針の策定

実態調査報告書を踏まえ、独占禁止法等の観点などから、上記①～③の各取引段階において、発注者が**採るべき行動等**※を示す。

※ 併せて「問題となり得る行動例」及び「取引の適正化のために参考となる行動例」についても示す。

本指針の対象となる取引及び行為

取引の流れ



※ アニメ業界においては、「元請制作会社」に対する用語として「下請制作会社」と呼称されている。本指針においても「元請制作会社」に対応する呼称として「下請制作会社」を使用する。

フリーランス・アニメーターの職種

監督・演出・キャラクターデザイン・原画・動画・
動画検査・作画監督・仕上げ・背景美術・撮影・制作進行等

下請制作会社の例

脚本・演出・原画・動画・CG・音響・背景美術・特殊効果・
撮影・編集などの特定の工程を受け持つ専門スタジオ

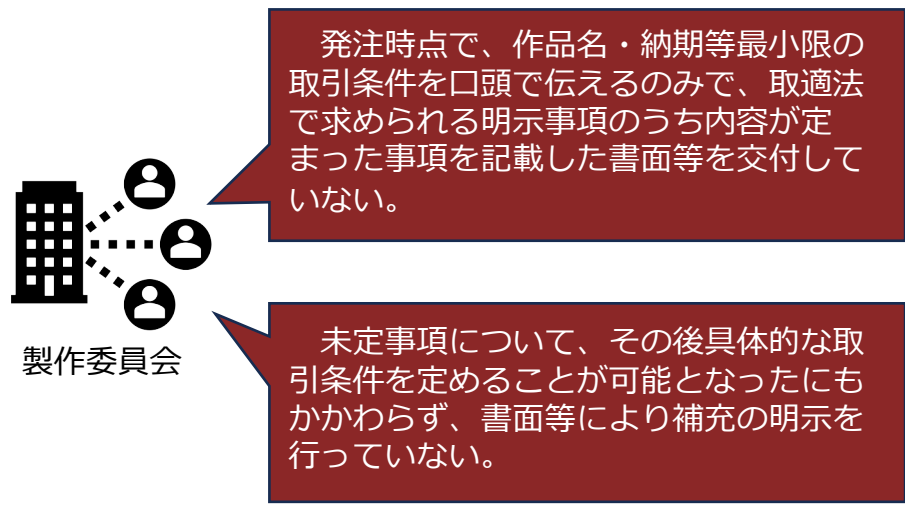
取引段階	取引時点	問題となり得る行為
① 製作委員会・ 元請制作会社間の取引	発注時点	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費） ◆ 一方的な取引対価の設定 ◆ 著作権の無償譲渡
	取引の 履行過程	◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払 ◆ 支払遅延（不払）
① 動画配信事業者・ 元請制作会社間の取引		◆ 一方的な取引対価の設定 ◆ 視聴回数等情報の非開示
② 元請制作会社・ 下請制作会社間の取引	発注時点	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費） ◆ 一方的な取引対価の設定
	取引の 履行過程	◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払 ◆ 減額・支払遅延（不払）
③ 制作会社・ フリーランス間の取引	発注時点	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い報酬の額 ◆ 短納期発注による割増料金等の不払
	取引の 履行過程	◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払 ◆ 減額・支払遅延（不払）

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目①）

書面等による取引条件の明示

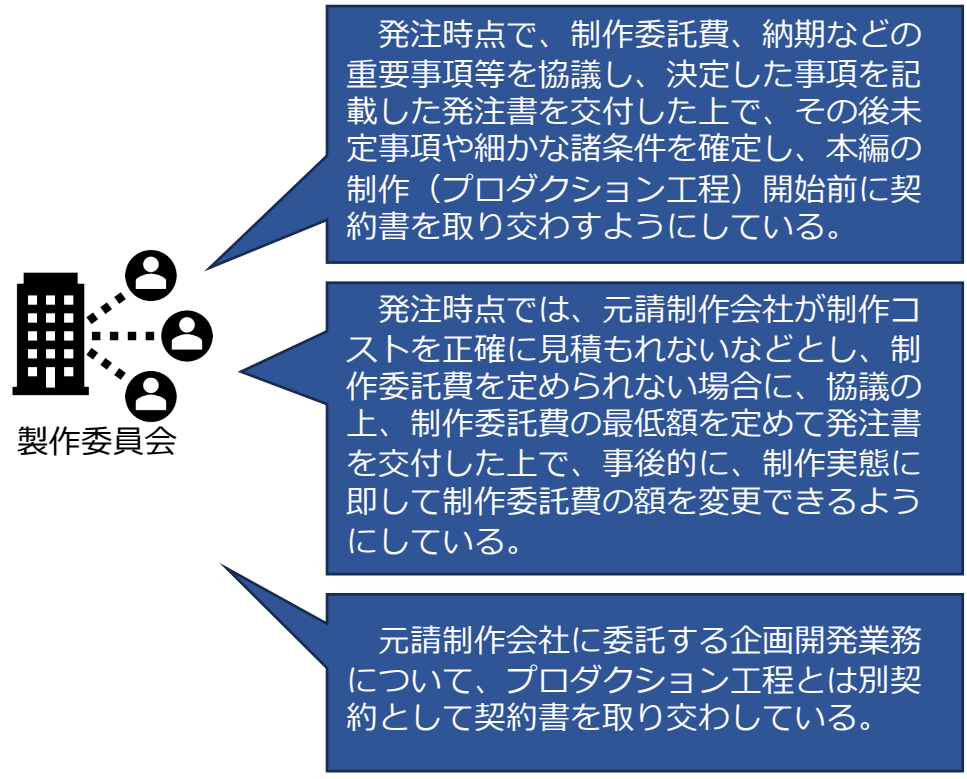
- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように、元請制作会社に対する**制作委託に際して、直ちに、取引条件を明示すること**
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

【問題となり得る行動例】



- ◆ 発注内容等の明示義務違反（取適法第4条第1項）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）を誘発する行為

【取引の適正化のために参考となる行動例】



製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目②）

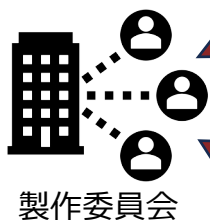
取引の対価の交渉・設定

- ✓ 制作委託費を決定するに当たっては、**必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえた対価を定めること**

元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 元請制作会社においては、見積りの提出等に際して、想定される制作工程、必要人員、制作期間、想定されるリスク要因等の制作委託費に影響のある事項について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる制作委託費より著しく低い制作委託費を定めた。

元請制作会社から制作委託費や制作印税等に係る協議の求めがあったにもかかわらず、当該協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、一方的に制作委託費等を定めた。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



制作委託費は、元請制作会社が作成するコストマークアップ方式での見積りを基に、元請制作会社と十分な協議を行った上、決定している。

元請制作会社から協議の求めがあった場合は、これに応じ、元請制作会社からの要望を踏まえながら取引条件を細かく調整している。

制作委託費等の元請制作会社との対価の交渉において、交渉の状況等に応じて、コンテンツの二次利用の対価の還元が進むよう、制作印税等についても、料率、料率を乗じる対象等の条件を含めて元請制作会社と十分に協議した上で決定している。

発注が制作に着手する数年前になる場合、脚本や絵コンテ等が確定しておらず正確な制作コストを算出することが困難なことがある。そのような場合に、制作委託費について、元請制作会社における人件費等の上昇を将来的に反映できるように、発注時点では、書面上、最低報酬額を定めた上で、実際の制作作業が開始する際に改めて協議を行い、脚本等に基づき必要工数や人員等を算出し不足が見込まれる金額を加味して制作委託費を決定している。

- ◆ 買ったとき（取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ 元請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、元請制作会社に対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを行わせることにより、元請制作会社に追加の費用が発生した場合には、追加の制作委託費を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、元請制作会社の給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リメイク）等をさせる際には、その費用について、製作委員会（構成事業者）がやり直し（リメイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、元請制作会社と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 製作委員会から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）を求められ、追加の費用が発生した場合に、追加の制作委託費の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった人員、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



製作委員会

制作期間中に、製作委員会側の都合によって放送開始が当初の予定から3か月先延ばしになったため、要求クオリティは満たされていたにもかかわらず、元請制作会社に延長した期間も引き続きクオリティアップ等の作業を行うよう要望した。これにより元請制作会社に追加費用が生じたが、制作期間延長により元請制作会社に生じた追加費用を支払わなかった。

アニメの制作委託を行い、成果物が制作委託契約の給付の内容を満たしているとして受領したが、その後DVD発売に向けて修正が必要となったため、元請制作会社に無償で修正作業を行わせた。

発注時に必ずしも明示されていなかったクオリティの基準について、元請制作会社によるアニメの制作の過程で、十分に協議せず一方的に高い基準を設定し、クオリティアップのためのリメイク作業を依頼した。このリメイク作業に要した追加費用の支払を求められたが、完成保証義務（制作委託費の範囲内で制作委託業務を完遂させる義務）の範囲内であるとして、一切交渉に応じず、支払わなかった。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（取適法第5条第2項第3号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

【取引の適正化のために参考となる行動例】



製作委員会

当初の想定以上に修正が生じたことにより、制作期間が延長し、人件費等の費用が増加した際に、元請制作会社に追加費用発生の原因がない場合は、費用の負担について元請制作会社と協議した上で支払っている。

制作委託契約に含まれていない広告や予告編などの制作を求める場合は、別途発注し、費用を負担している。

元請制作会社から追加費用の支払を求められた場合、追加費用が必要な理由・工程や、追加費用の支払をしなければどのような事態が発生するかを確認し、その内容に応じて追加費用の支払の是非や額を決定している。元請制作会社の責任ではない理由で制作費が増加するような場合は、追加費用を支払っている。

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（その他の項目）

元請制作会社に帰属する著作権が譲渡される場合の譲渡対価の交渉・設定

- ✓ 元請制作会社に帰属する著作権を製作委員会に譲渡させるに際し、制作委託費に著作権の譲渡対価を含める場合には、必要な説明又は情報の提供をしつつ十分に協議を行って対価を定めること

発注取消し

- ✓ 元請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに発注を取り消す場合は、元請制作会社がそれまでに支出した費用等を支払うこと

支払遅延・不払

- ✓ アニメ制作の多層構造において、発注側の取引の支払が滞ることで、受注側の取引における支払遅延につながる可能性があることから、できる限り短い期間内で支払期日を定めて、制作委託費をその支払期日までに元請制作会社に支払うこと

元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 製作委員会（構成事業者）が元請制作会社からの請求書に基づき代金を支払っている場合には、請求書を速やかに製作委員会（構成事業者）に提出するよう努めること

動画配信事業者が採るべき行動

取引の対価の交渉・設定

- ✓ 制作委託費を決定するに当たって、元請制作会社から、レベニューシェア型等の報酬体系を含め、価格に関する協議の求めがあった場合は、必要な説明や情報の提供を行いつつ、十分に協議を行って対価を定めること

視聴回数等情報の開示

- ✓ 制作委託費を決定するに当たって、元請制作会社から、価格に関する協議の求めがあった場合は、視聴回数等情報の提供を含め、必要な説明や情報の提供を行いつつ、十分に協議を行って対価を定めること

採ることが望ましい行動 ※

- ✓ レベニューシェア型契約の場合だけでなくフラット型契約の場合にも、契約更新時、シリーズ作品、当該制作会社等の類似の作品等の契約に当たり、対価についての適切な交渉を行うために必要な範囲で、当該コンテンツに係るユーザーによる視聴回数等に係る情報を提供すること

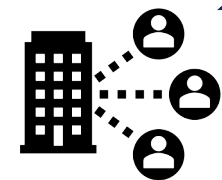
※ 取適法の適用対象でない場合も、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、発注者の立場として採ることが望ましいと考えられる行動。

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目①）

書面等による取引条件の明示

- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように、下請制作会社に対するアニメ制作に係る委託に際して、直ちに、取引条件を明示すること
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

【問題となり得る行動例】



元請制作会社

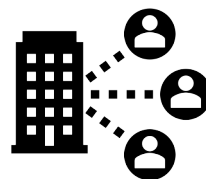
作業量が多い業務の場合は契約書を作成するが、カットごとなど少量の依頼の場合は、取引条件を口頭で伝えるだけで、書面等により明示することはない。

後工程の作業の納期は前工程の制作状況次第であるため、発注時点では書面等で明示できず、納期が定まる度に、下請制作会社に口頭で伝えているのみである。

発注時点で代金が定められない場合は、納品後に、代金を含む取引条件を記載した発注書を交付している。

- ◆ 発注内容等の明示義務違反（取適法第4条第1項）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）を誘発する行為

【取引の適正化のために参考となる行動例】



元請制作会社

発注時点では制作委託費、納期などの明示事項等を協議し、決定した事項を記載した発注書を直ちに交付した上で、その後未定事項や細かな各条件を詰め、本格的な制作に入る前に契約書を取り交わすようにしている。

元請制作会社は、製作委員会との制作委託契約において、再委託先の権利に関しても譲渡を受けるなどして権利処理を適切に行う義務を負うことがあり、そのような場合は、下請制作会社への委託に際しては、権利処理を含め取引条件を書面で提示している。

下請制作会社への発注がカット単位であったり、少量・少額・短納期であったりする場合、契約書を取り交わす時間がないこともあるため、協議によって定めた取引条件を基に発注書を交付している。

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目②）

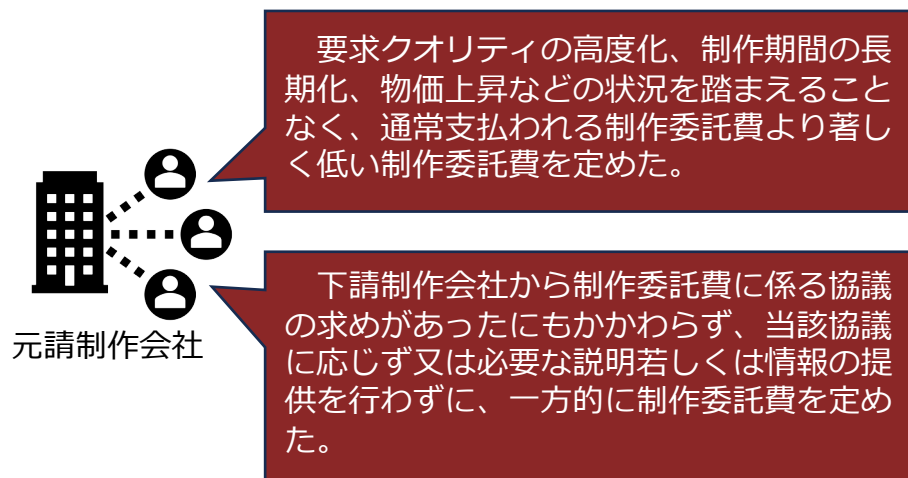
取引の対価の交渉・設定

- ✓ アニメの制作に係る委託費を決定するに当たっては、必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえた対価を定めること

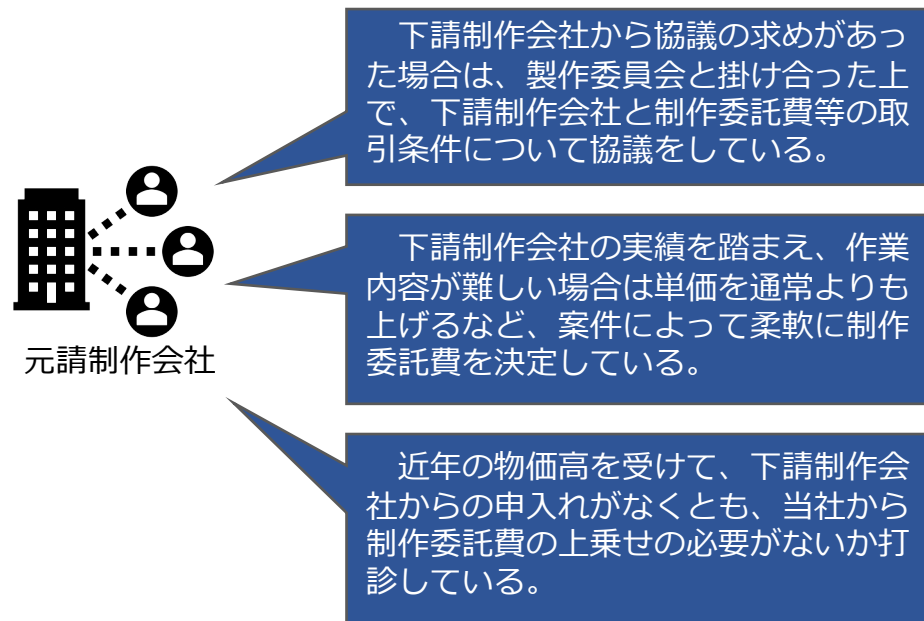
下請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 下請制作会社においては、見積りの提出等に際して、想定される必要人員、制作期間等のアニメの制作に係る委託費に影響のある事項について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



【取引の適正化のために参考となる行動例】



- ◆ 買ったたき（取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、下請制作会社に対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを行わせることにより、下請制作会社に追加の費用が発生した場合には、追加の制作委託費を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、下請制作会社の給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リメイク）等をさせる際には、その費用について、元請制作会社がやり直し（リメイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、下請制作会社と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

下請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 元請制作会社から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを求められ、追加の費用が発生した場合に、追加の制作委託費の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった人員、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】

下請制作会社に責任のない理由によって制作期間が延長した結果、追加費用が生じたとして下請制作会社から協議の申入れがあったが、制作委託費が不足していたこともあり、追加費用について協議せずに支払わなかった。

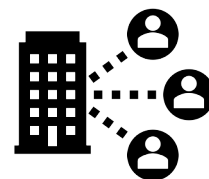
事前に指定した条件を変更してやり直し（リメイク）を求めたが、下請制作会社に生じた追加の費用を一切負担しなかった。



下請制作会社から納品された成果物の完成度が低かったため、次工程を委託していた別の下請制作会社に対して、当初契約内容には含まれていなかった前工程の修正作業も追加で依頼した。その際、修正作業を行った次工程の下請制作会社に追加報酬は支払わなかった。

製作委員会において脚本を確定するのに時間を要したため、制作を開始できず、下請制作会社にも作業開始をさせずに待機させた。当初契約で定めた納期は変更しなかったことから、下請制作会社に追加人員のための人件費が生じたが、追加費用を一切負担しなかった。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



作業期間が短期間であることが見込まれる発注の場合に、取引先が想定外に長期間拘束されないようにするため、リメイク回数の上限を契約書で定めたり、制作の早い段階でリメイクの基準をすり合わせたりしている。

◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（取適法第5条第2項第3号）

■ 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

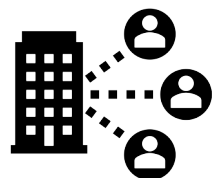
元請制作会社が採るべき行動等（その他の項目：発注取消し）

発注取消し

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに発注を取り消す場合は、下請制作会社がそれまでに支出した費用等を支払うこと

【問題となり得る行動例】

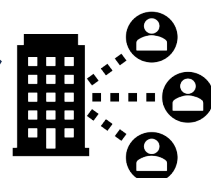
下請制作会社の業務開始後に、下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに発注を取り消したが、成果物が納品されていないため、それまで下請制作会社が要した費用を支払わなかった。



元請制作会社

【取引の適正化のために参考となる行動例】

発注がキャンセルとなった場合のトラブル防止のため、契約において、金銭の支払等について定めたキャンセルポリシーを設けている。



元請制作会社

下請制作会社の責めに帰すべき理由がない場合において、取引を中止するときは、下請制作会社が既に行った作業量分の制作委託費を支払っている。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（取適法第5条第2項第3号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

下請制作会社の利益を不当に害したとは？

- 給付内容の変更等によって、下請制作会社が費用を負担することなどにより生じた損失や、これに対して元請制作会社が負担した費用等を総合的に考慮し、下請制作会社に不利益が生じたといえるかで判断する点に留意が必要。
- 下請制作会社に生じた費用や損失を元請制作会社が負担することにより、下請制作会社の利益を不当に害しないと認められる場合には問題とならない。（公正取引委員会「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和7年10月）第4の8（2））

キャンセルポリシーがあるだけでOK？

- 当該ポリシーに基づく支払の有無及び金額の定めによっては、買ったとき又は不当な給付内容の変更として取適法違反となり得る。
また、キャンセルポリシーを定めていたとしても、既に成果物が完成している場合には、下請制作会社の責めに帰すべき理由がない限り、当該成果物を受領した上で、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払う必要がある。（公正取引委員会HP「よくある質問コーナー（取適法）」Q133）

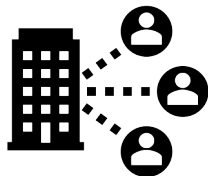
元請制作会社が採るべき行動等（その他の項目：減額）

減額

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた制作委託費の減額をしないこと

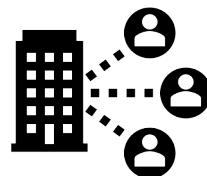
【問題となり得る行動例】

当初定めた制作委託費から下請制作会社の銀行口座に振り込む際の振込手数料を差し引いた。



元請制作会社

【取引の適正化のために参考となる行動例】



元請制作会社

下請制作会社は成果物の納品後直ちに制作委託費を請求してくるので、全額支払っている。

- ◆ 代金の減額（取適法第5条第1項第3号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

減額した場合、結果的に利息まで支払うことに...

- 代金の額を減じた場合、元請制作会社は、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、当該減じた額に年率14.6%を乗じて得た額を支払利息として支払う義務がある。（取適法第6条第2項）

元請制作会社が採るべき行動等（その他の項目：支払遅延・不払）

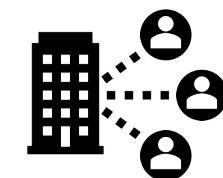
支払遅延・不払

- ✓ アニメ制作の多層構造において、発注側の取引の支払が滞ることで、受注側の取引における支払遅延につながる可能性があることから、**できる限り短い期間内で支払期日を定めて、制作委託費をその支払期日までに下請制作会社に支払うこと**

【問題となり得る行動例】

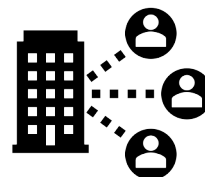
資金が不足したため支払期日に支払えず、発注者からの入金があるまで下請制作会社への支払を遅らせた。

当社内での承認を得てから代金を支払いたいという趣旨で、作業の進捗状況に応じて代金を支払うという支払条件を定め、具体的な支払期日を定めないうまま下請制作会社から成果物を受領していたが、社内での承認を得るのに時間を要したため、代金の支払が遅れた。（



元請制作会社

【取引の適正化のために参考となる行動例】



元請制作会社

下請制作会社との契約において、制作期間が長期にわたるため、納品前から納品までの間に制作委託費を分割して段階的に支払うこととしており、それぞれの支払期日までに契約上定めた額を支払っている。

◆ 支払遅延（取適法第5条第1項第2号）

■ 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

支払期日っていつにすればいい？

- ・ 給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、代金の支払期日を定めなければならない。（取適法第3条第1項）
- ・ 支払期日を定められなかったときは、成果物を実際に受領した日が支払期日とみなされるため（同第2項）、同日までに支払わない場合も支払遅延となる。

支払遅延した場合、利息を支払うことに...

- ・ 受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、遅延利息（年率14.6%）を支払う義務がある。（取適法第6条第1項）

取適法対象外でも、支払遅延禁止に...

- ・ 令和9年4月1日以降、正当な理由がある場合を除き、給付を受領した日から起算して60日の期間経過後なお代金を支払わないこと（支払遅延）が禁止される。「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（令和8年公正取引委員会告示第3号）

元請制作会社と同様に、下請制作会社についても、**支払期日までに代金の支払を受けなければ、資金繰りがつかず、従業員や取引先であるフリーランス等への報酬の支払等が困難になる**など、経営の安定が損なわれるおそれがある。（アニメ指針 p 36）



制作会社が採るべき行動等（主な項目①）

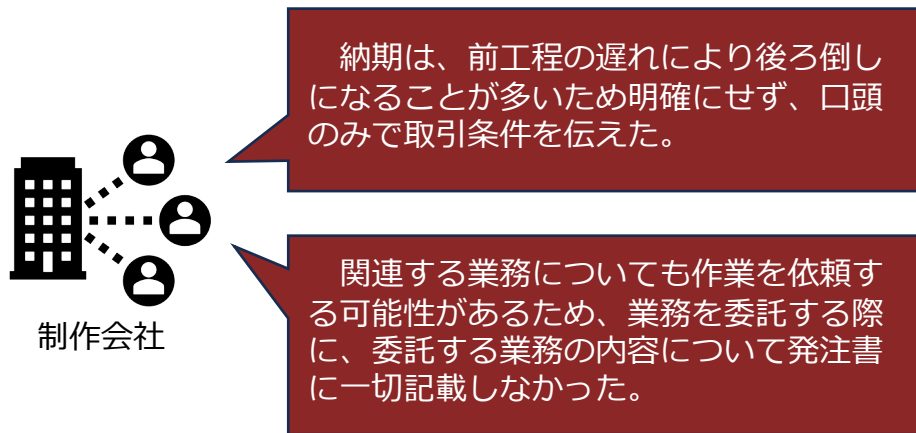
書面等による取引条件の明示

- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように、フリーランスに対する業務委託に際して、直ちに、明示事項を明示すること
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

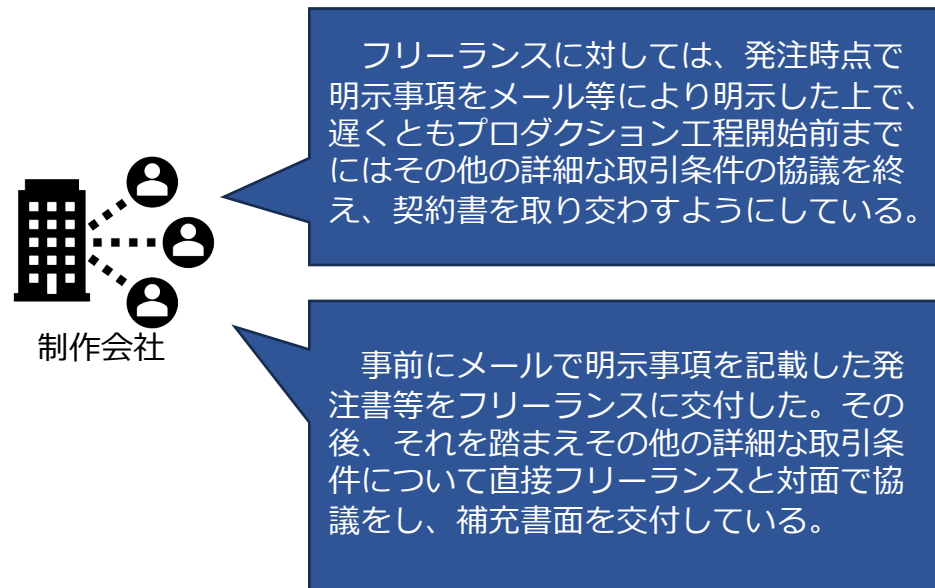
フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 制作会社から発注書等で示される取引条件を十分に確認し、契約書への署名、その契約書の返送等必要な対応がある場合は速やかに行うよう努めること

【問題となり得る行動例】



【取引の適正化のために参考となる行動例】



◆ 取引条件の明示義務違反（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項）

制作会社が採るべき行動等（主な項目②）

取引の対価（報酬の額）の交渉・設定

- ✓ 報酬の額を決定するに当たっては、必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、物価上昇、要求クオリティの高度化などの状況を踏まえた対価を定めること

フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 報酬の交渉に際して、想定される作業時間等の報酬に影響のある事項について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



業務で要求されるクオリティの水準が高度であったが、それを踏まえず、当該クオリティの業務に対して通常支払われる報酬の額より著しく低い報酬の額を定めた。

継続的に取引があるフリーランスから、物価上昇などを理由に報酬の額の引上げを求められていたが、明示的に協議することなく、従来どおりに報酬の額を据え置くことで、通常支払われる報酬の額より著しく低い報酬の額を定めた。

フリーランスから代金の額に係る協議の求めがあったにもかかわらず、当該協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、一方的に代金の額の額を定めた。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



フリーランスとは、物価傾向のほか、作業量、作業難易度、本人の技術力・経験等を考慮しつつ交渉し、報酬の額等の取引条件を定めている。

フリーランスから協議の求めがあった場合は、これに応じ、フリーランスとの交渉を経た上で、報酬の額等を定めている。

継続的な業務委託契約を結んでいるフリーランスとは、年に複数回行っている面談の中で契約更改後の報酬の額について交渉を行っており、契約更改時等には、その交渉で決定した報酬の額を反映させている。

自社に制作印税が発生する作品の場合は、それを原資として、当該作品について取引のあったフリーランスに対して追加で成功報酬を支払うことがある。

- ◆ 買ったとき（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号、取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）

制作会社が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスに対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リテイク）などを行わせることにより、フリーランスに追加の稼働が発生した場合には、追加の報酬を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、フリーランスの給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リテイク）等をさせる際には、その費用について、制作会社がやり直し（リテイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、フリーランスと十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 制作会社から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リテイク）などを求められ、追加の稼働が発生した場合に、追加の報酬の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった制作工程、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】

契約期間は発注時に明示したが、前工程の遅延により、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに半年以上契約期間が延長した。その際、フリーランスに対し、延長した期間分に相当する追加報酬を支払わなかった。

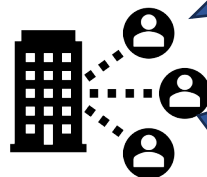
発注時の打合せの際に伝えた内容と異なる内容へのリテイクを要求した際に、追加の報酬を支払わなかった。



製作委員会に対する納期に間に合わせるために、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、本来委託した業務の範囲外である前工程の修正を追加で依頼したが、追加報酬は支払わなかった。

スケジュールが遅れていたため、発注時に明示した納期を前倒した。フリーランスの作業期間は短くなり、フリーランスに追加の費用が生じたが、特急料金等の追加報酬を支払わなかった。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



契約期間を定めた上で月ごとに固定額を報酬として支払う契約の場合に、制作期間が延長され契約期間を延長した際は、延長した期間についても報酬を支払っている。

当社の都合によりフリーランスの作業開始時期が遅くなった際に、直前で作業開始が遅延となることでフリーランスが不利益を被らないよう、契約期間の始期を変更せずに空いた期間で当初の給付内容とは別の業務を担当してもらったが、当初の報酬に加え、延長した期間についても報酬を支払った。

テレビ放映後、DVD化するに当たってやり直し（リテイク）作業を依頼した際は、別途作業費を支払った。

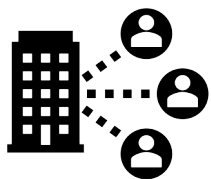
- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号、取適法第5条第2項第3号）

制作会社が採るべき行動等（その他の項目：短納期発注）

短納期発注

- ✓ 通常よりも短納期の発注を行う場合には、フリーランスと報酬の額を定めるに当たり、必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、フリーランスに発生する負担増を考慮した報酬の額を定めること

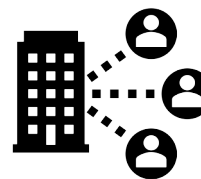
【問題となり得る行動例】



短納期の発注を行うに際して、フリーランスに発生する費用の増加を考慮することなく、当該費用の増加を考慮した通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を定めた。

短納期の発注を行うに際して、フリーランスから特急料金を含む価格協議を求められたにもかかわらず、当該協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、一方的に代金の額を定めた。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



短納期の発注を行うに際して、発注元とも交渉して追加の制作委託費を発注元が負担することにより資金を確保した上で、フリーランスには通常よりも割増した報酬の額を支払うこととした。

- ◆ 買ったとき（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号、取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）

制作会社が採るべき行動等（その他の項目：発注取消し）

発注取消し

- ✓ フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに発注を取り消す場合は、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を支払うこと

【問題となり得る行動例】



制作会社

フリーランスに対して業務委託をしたが、フリーランスが絵を描き始める前に予定が変更となり、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに発注を取り消した。通常、絵を描く前に必要な準備作業（絵コンテや素材の確認等）を求めており、当該作業は既に行われていたが、成果物を受け取る前であったので、準備作業に掛かる費用は支払わなかった。

企画開発工程から作品完成までの長期間を予定して発注したが、プロダクション工程開始直前に制作が中止となり、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに発注を取り消した。フリーランスが既に行った作業に掛かる費用のほか、急に空いたスケジュールを穴埋めできずに生じた損失を一切考慮せず、何らの費用等の支払をしなかった。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2項、取適法第5条第2項第3号）

【取引の適正化のために参考となる行動例】



制作会社

発注後に、制作が中止になり、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに発注を取り消した場合は、フリーランスの稼働の実態に応じて補償を支払うようにしている。

発注がキャンセルとなった場合のトラブル防止のため、契約において、金銭の支払等について定めたキャンセルポリシーを設けている。

フリーランスの利益を不当に害したってどういう場合？

- フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに稼働直前で業務委託をキャンセルしたことにより、フリーランスが別の業務を実施することを不可能にさせたときは、制作会社は、直前までにフリーランスが行った作業分の費用を負担するだけでなく、フリーランスに対し、当該業務委託の「報酬の額」相当額の支払を行わなければ、給付内容の変更によりフリーランスの利益を不当に害したとしてフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある（アニメ指針 p45 脚注115）

制作会社が採るべき行動等（その他の項目：減額、支払遅延・不払）

減額

- ✓ フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、業務委託時に定めた報酬の減額をしないこと

【問題となり得る行動例】



フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、当初依頼していたフリーランスに加え、助手（フリーランス）を追加した際に、助手の報酬の額を捻出するとして、当初依頼したフリーランスの報酬の額を減額した。

- ◆ 報酬、代金の減額（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号、取適法第5条第1項第3号）

【取引の適正化のために参考となる行動例】



報酬を支払う際に、振込手数料を報酬から差し引くことはせず、当社が負担している。

支払遅延・不払

- ✓ できる限り短い期間内で支払期日を定めて、報酬をその支払期日までにフリーランスに支払うこと

フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 制作会社がフリーランスからの請求書に基づき報酬を支払っている場合には、請求書を速やかに制作会社に提出するよう努めること

【問題となり得る行動例】



資金繰りの悪化を理由に、報酬の支払が支払期日から遅れた。

- ◆ 期日における報酬支払義務違反（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第5項）、支払遅延（取適法第5条第1項第2号）

【取引の適正化のために参考となる行動例】



成果物の受領後にクオリティが一定の水準に達しているかを確認しているが、給付を受領した日を起算日として報酬の支払期日を設定し、同期日までに報酬を支払っている。

今後の対応

- ◆ 内閣府知的財産戦略推進事務局及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、**今後、本指針の周知を徹底**する。
- ◆ 公正取引委員会は、製作委員会（構成事業者）、動画配信事業者及び制作会社が本指針に記載の採るべき行動に沿わないような行為をすることにより、**独占禁止法、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する場合には、厳正に対処**していく。

映画・アニメ指針の内容はこちら



文化芸術活動のトラブル
等に関する法律相談窓口



フリーランス・事業者間
取引適正化等法の内容・
相談・申出窓口



取適法の
内容・相談・申出窓口

